平成十五年厚生労働省令第百一号

水質基準に関する省令

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一	一般細菌	一ｍｌの検水で形成される集落数が一〇〇以下であること。
二	大腸菌	検出されないこと。
三	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、〇・〇〇三ｍｇ／ｌ以下であること。
四	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、〇・〇〇〇五ｍｇ／ｌ以下であること。
五	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、〇・〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
六	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、〇・〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
七	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、〇・〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
八	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、〇・〇二ｍｇ／ｌ以下であること。
九	亜硝酸態窒素	〇・〇四ｍｇ／ｌ以下であること。
十	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、〇・〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
十一	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一〇ｍｇ／ｌ以下であること。
十二	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、〇・八ｍｇ／ｌ以下であること。
十三	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、一・〇ｍｇ／ｌ以下であること。
十四	四塩化炭素	〇・〇〇二ｍｇ／ｌ以下であること。
十五	一・四―ジオキサン	〇・〇五ｍｇ／ｌ以下であること。
十六	シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレン	〇・〇四ｍｇ／ｌ以下であること。
十七	ジクロロメタン	〇・〇二ｍｇ／ｌ以下であること。
十八	テトラクロロエチレン	〇・〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
十九	トリクロロエチレン	〇・〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
二十	ベンゼン	〇・〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
二十一	塩素酸	〇・六ｍｇ／ｌ以下であること。
二十二	クロロ酢酸	〇・〇二ｍｇ／ｌ以下であること。
二十三	クロロホルム	〇・〇六ｍｇ／ｌ以下であること。
二十四	ジクロロ酢酸	〇・〇三ｍｇ／ｌ以下であること。
二十五	ジブロモクロロメタン	〇・一ｍｇ／ｌ以下であること。
二十六	臭素酸	〇・〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
二十七	総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	〇・一ｍｇ／ｌ以下であること。
二十八	トリクロロ酢酸	〇・〇三ｍｇ／ｌ以下であること。
二十九	ブロモジクロロメタン	〇・〇三ｍｇ／ｌ以下であること。
三十	ブロモホルム	〇・〇九ｍｇ／ｌ以下であること。
三十一	ホルムアルデヒド	〇・〇八ｍｇ／ｌ以下であること。
三十二	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、一・〇ｍｇ／ｌ以下であること。
三十三	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、〇・二ｍｇ／ｌ以下であること。
三十四	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、〇・三ｍｇ／ｌ以下であること。
三十五	銅及びその化合物	銅の量に関して、一・〇ｍｇ／ｌ以下であること。
三十六	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、二〇〇ｍｇ／ｌ以下であること。
三十七	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、〇・〇五ｍｇ／ｌ以下であること。
三十八	塩化物イオン	二〇〇ｍｇ／ｌ以下であること。
三十九	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	三〇〇ｍｇ／ｌ以下であること。
四十	蒸発残留物	五〇〇ｍｇ／ｌ以下であること。
四十一	陰イオン界面活性剤	〇・二ｍｇ／ｌ以下であること。
四十二	（四Ｓ・四ａＳ・八ａＲ）―オクタヒドロ―四・八ａ―ジメチルナフタレン―四ａ（二Ｈ）―オール（別名ジェオスミン）	〇・〇〇〇〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
四十三	一・二・七・七―テトラメチルビシクロ［二・二・一］ヘプタン―二―オール（別名二―メチルイソボルネオール）	〇・〇〇〇〇一ｍｇ／ｌ以下であること。
四十四	非イオン界面活性剤	〇・〇二ｍｇ／ｌ以下であること。
四十五	フェノール類	フェノールの量に換算して、〇・〇〇五ｍｇ／ｌ以下であること。
四十六	有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）	三ｍｇ／ｌ以下であること。
四十七	ｐＨ値	五・八以上八・六以下であること。
四十八	味	異常でないこと。
四十九	臭気	異常でないこと。
五十	色度	五度以下であること。
五十一	濁度	二度以下であること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

（水質基準に関する省令の廃止）

第二条　水質基準に関する省令（平成四年厚生省令第六十九号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　平成十七年三月三十一日までの間は、表四十五の項中「有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）」とあるのは「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」と、「五ｍｇ／ｌ」とあるのは「一〇ｍｇ／ｌ」とする。

2　この省令の施行の際現に布設されている水道により供給される水に係る表四十一の項及び四十二の項に掲げる基準については、平成十九年三月三十一日までの間は、これらの項中「〇・〇〇〇一ｍｇ／ｌ」とあるのは「〇・〇〇〇二ｍｇ／ｌ」とする。

附　則（**平成一九年一一月一四日厚生労働省令第一三五号**）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附　則（**平成二〇年一二月二二日厚生労働省令第一七四号**）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附　則（**平成二二年二月一七日厚生労働省令第一八号**）　**抄**

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附　則（**平成二三年一月二八日厚生労働省令第一一号**）　**抄**

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附　則（**平成二六年二月二八日厚生労働省令第一五号**）　**抄**

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附　則（**平成二七年三月二日厚生労働省令第二九号**）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附　則（**令和二年三月二五日厚生労働省令第三八号**）　**抄**

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年四月一日から施行する。